

板橋区私立幼稚園等園児保護者補助金交付要綱

(昭和58年8月10日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、私立の特定子ども・子育て支援施設等のうち幼稚園（特定教育・保育施設に該当するものを除く。以下「私立幼稚園」という。）に在籍する小学校就学前子どもの保護者（以下「施設等利用給付認定保護者」という。）、私立の特定教育・保育施設に在籍する小学校就学前子どもの保護者（以下「教育・保育給付認定保護者」という。）又は幼稚園類似の幼児施設に在籍する幼児の保護者に対して補助金を交付することにより保護者の負担を軽減し、もって幼稚園教育の振興と充実を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める幼稚園であって、国及び地方公共団体以外のもので設置するものをいう。
- (2) 幼稚園類似の幼児施設 東京都要綱「私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金交付要綱」（昭和58年7月12日総務局長決定）第2の（2）に規定する別表の基準に従い、知事が認定する施設をいう。
- (3) 私立の特定子ども・子育て支援施設等 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第30条の11に定める施設のうち国及び地方公共団体以外の者が設置する施設をいう。
- (4) 私立の特定教育・保育施設 法第27条に定める施設（幼稚園及び認定こども園に限る。）のうち国及び地方公共団体以外のもので設置する施設をいう。
- (5) 幼児 毎年4月1日以降、板橋区内に住所を有する0歳児、1歳児、2歳児、3歳児、4歳児、5歳児をいう。

ただし、学校教育法第18条の定めにより就学させる義務を猶予又は免除された保護者の子が私立幼稚園、幼稚園類似の幼児施設又は私立の特定教育・保育施設に通園している場合、その他特に区長が認める事由がある場合はこの限りでない。

- (6) 小学校就学前子ども 法第30条の4第1項第1号から第3号までに掲げる小学校就学前子どもとして法第30条の5に定める認定を受けた幼児（以下「施設等利用給付認定子ども」という。）又は法第19条に掲げる小学校就学前子どもとして法第20条第4項に定める認定を受けた幼児（以下「教育・保育給付認定子ども」という。）をいう。ただし、法第28条第1項の定めにより特例施設型給付費を支給される場合には、これらのものも含めることができる（教育・保育給付認定子どもに適用される利用者負担額が適用される場合に限る。）。

- (7) 保護者 幼児と同一の世帯に属し、私立幼稚園、幼稚園類似の幼児施設又は私立の特定教育・保育施設に入園料、保育料、特定負担額、預かり保育料又は一時預かり保育料を納入する義務を負っている者をいう。
- (8) 利用者負担額 法第27条第3項第2号又は同法第28条第2項各号に掲げる額をいう。
- (9) 特定負担額 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第13条第3項に定める額をいう。
- (10) 幼稚園型一時預かり事業 板橋区一時預かり事業（幼稚園型）実施要綱（平成28年1月28日区長決定）に基づき実施する幼稚園型一時預かり事業をいう。
- (11) 幼稚園型Ⅱ 前号に定める幼稚園型一時預かり事業のうち、私立幼稚園において、当分の間の措置として、保育を必要とする0歳児から2歳児までの受け皿として定期的な預かり保育を実施する事業をいう。
- (12) ひとり親世帯等

保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が以下に該当する場合をいう。

- ア 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者
- イ 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による配偶者のない者で現に児童を扶養している者
- ウ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者(在宅の者に限る。)
- エ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)の規定により療育手帳の交付を受けた者(在宅の者に限る。)
- オ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者(在宅の者に限る。)
- カ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児童(在宅の者に限る。)
- キ 国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者(在宅の者に限る。)
- ク 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する要介護認定を受けている被保険者
- ケ その他区長が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者

(補助金の種類)

第2条の2 補助金の種類は、入園料補助金、保護者負担軽減補助金（基本分）、保護者負担軽減補助金（加算分）、保護者負担軽減補助金（預かり保育料分）、保護者負担軽減補助金（幼稚園型Ⅱ分）及び実費徴収に係る補足給付補助金（施設等利用給付認定保護者に対する事業に限る。以下同じ。）の6種類とする。

(補助対象)

第3条 入園料補助金は、私立幼稚園、幼稚園類似の幼児施設又は私立の特定教育・保育施設の園児として入園し、入園料を納入した当該園児の保護者又は教育・保育給付認定保

護者に対し、教育長が定める金額を限度に交付する。ただし、園児が入園した日（4月において同月30日まで）において、申請者が板橋区内に住所を有しており、他の自治体で当該入園に際し、同種の補助金の交付を受けていない場合に限る。

2 保護者負担軽減補助金（基本分）は、次の各号に掲げる世帯の家庭状況に応じて、当該各号に定める保護者に交付する。

（1）私立幼稚園に在籍する小学校就学前子どもの属する世帯 幼児の在籍した月の保育料等を納入した施設等利用給付認定保護者

（2）私立の特定教育・保育施設に在籍する小学校就学前子どもの属する世帯 幼児の在籍した月の特定負担額等を納入した教育・保育給付認定保護者

（3）幼稚園類似の幼児施設に在籍する幼児の属する世帯 幼児の在籍した月の保育料及び入園料を納付した保護者

3 保護者負担軽減補助金（加算分）は、次の各号に掲げる世帯の家庭状況に応じて、当該各号に定める保護者に対し、世帯の所得状況に応じて、教育長が定める金額を限度に交付する。

（1）私立幼稚園に在籍する小学校就学前子どもの属する世帯 幼児の在籍した月の保育料等を納入した施設等利用給付認定保護者

（2）私立の特定教育・保育施設に在籍する小学校就学前子どもの属する世帯 幼児の在籍した月の特定負担額等を納入した教育・保育給付認定保護者

（3）幼稚園類似の幼児施設に在籍する幼児の属する世帯 幼児の在籍した月の保育料及び入園料を納付した保護者

4 保護者負担軽減補助金（預かり保育料分）は、板橋区保育の必要性の認定に関する事務取扱要綱（平成27年3月27日板橋区長決定。以下「保育の必要性に関する要綱」という。）の規定を準用し、保育の必要性があると確認した第2子以降の満3歳児（満3歳に達する日から以後最初の3月31日までの間にある者）の保護者のうち、預かり保育料を納入した保護者に対し、教育長が定める金額を限度に交付する。

5 保護者負担軽減補助金（幼稚園型Ⅱ分）は、保育の必要性に関する要綱の規定を準用し、保育の必要性があると確認した第2子以降の0歳児、1歳児、2歳児（満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者を含む。）の保護者のうち、一時預かり事業幼稚園型Ⅱの利用に係る一時預かり保育料を納入した保護者に対し、教育長が定める金額を限度に交付する。

6 実費徴収に係る補足給付補助金は、副食材料費（以下「副食費」という。）を納入した私立幼稚園の施設等利用給付認定保護者のうち、次の第1号若しくは第3号に掲げる者又は第2号に掲げる施設等利用給付認定子どもがいる者に対し、教育長が定める金額を限度に交付する。

（1）施設等利用給付認定保護者及び当該施設等利用給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る区市町村民税所得割合算額（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第2項第2号に規定する区市町村民税所得割合算額をいう。）が77,101円未満である者

(2) 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。）が同一世帯に3人以上いる場合の負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び二番目の年長者である者を除く。）である者

(3) 令第15条の3第2項に規定する区市町村民税を課されない者に準ずる者
(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において、教育長が定める額を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、保護者が納入する入園料及び保育料等において、入園料の額及び保育料等の月額が前項の額に満たないときは、補助金の額は、その金額を限度とする。この場合において、補助金（保護者負担軽減補助金（預かり保育料分）、保護者負担軽減補助金（幼稚園型Ⅱ分）及び実費徴収に係る補足給付補助金を除く。）の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 入園料補助金、保護者負担軽減補助金（基本分）、保護者負担軽減補助金（加算分）、保護者負担軽減補助金（預かり保育料分）、保護者負担軽減補助金（幼稚園型Ⅱ分）及び実費徴収に係る補足給付補助金の交付を受けようとする保護者は、板橋区私立幼稚園等保護者負担軽減補助金交付申請書（別記第1号様式）（以下「申請書」という。）を区長に提出するものとする。ただし、施設等利用給付認定保護者又は教育・保育給付認定保護者（教育に係る施設に在籍する小学校就学前子どもの保護者に限る。）は、申請書の提出を省略することができる（保護者負担軽減補助金（預かり保育料分）及び保護者負担軽減補助金（幼稚園型Ⅱ分）に係る申請書を除く。）。

2 前項の交付申請を行おうとする施設等利用給付認定保護者及び教育・保育給付認定保護者は、保護者負担軽減補助金（基本分）の申請、請求及び受領に関する権限を、在籍する私立幼稚園又は私立の特定・教育保育施設に委任することができるものとする。

3 申請書には、世帯全員の当該年度区市町村民税課税（非課税）証明書又は納税通知書の写しを添付するものとする。ただし、公簿等によって確認することができるときは、世帯全員の当該年度区市町村民税課税（非課税）証明書又は納税通知書の写しを省略できるものとし、生活保護法の規定による保護を受けている世帯にあつては福祉事務所の長の証明書を添付するものとする。

4 ひとり親世帯等にあつては、申請書にひとり親世帯等に該当することを明らかにする証明書等を添付するものとする。

5 第3条第4項及び第5項に該当する保護者は、申請書に私立幼稚園へ支払った預かり保育料及び一時預かり保育料の額に係る領収証及び利用日数に係る提供証明書を添付するものとする。ただし、幼稚園の実績報告等により確認がとれる場合は、領収証及び提供証明書の添付を省略することができるものとする。

6 第3条第6項に該当する保護者は、申請書に私立幼稚園へ支払った副食費の額（以下「実費徴収額」という。）に係る領収証を添付するものとする。ただし、幼稚園の実績報告等により確認がとれる場合は、領収証の添付を省略することができるものとする。

（交付決定等）

第6条 区長は、補助金の交付申請（私立幼稚園又は私立の特定教育・保育施設が第5条第2項の規定による委任を受けて、申請、請求及び受領（以下「代理受領」という。）する場合を除く。）があったときは、当該申請者の資格その他必要事項を審査し、補助金を交付するか否かを決定するものとする。

2 前条第1項ただし書により申請書の提出を省略した場合において、区長は、当該施設等利用給付認定保護者又は教育・保育給付認定保護者であることをもって、補助金の交付を決定するものとする。

3 区長は、補助金を交付するものと決定したときは、入園料補助金交付決定通知書（別記第2号様式）、保護者負担軽減補助金交付決定通知書（別記第3号様式）及び副食費に係る補給給付補助金交付決定通知書（別記第4号様式）により、補助金を交付しないものと決定したときは、その理由を付記した通知書により、それぞれ申請者に通知するものとする。

（代理受領による補助金の交付手続）

第7条 私立幼稚園が代理受領をする場合の補助金の交付手続は、板橋区幼稚園等における施設等利用費交付要綱（令和2年1月15日区長決定）第3条第5項、第4条第2項から第4項まで及び第5条に定めるところによるものとする。

2 私立の特定教育・保育施設（認定こども園を除く。）が代理受領をする場合の補助金の交付手続は、板橋区施設型給付費等の支払いに関する要綱（平成27年3月26日区長決定）第3条に定めるところによるものとする。

3 代理受領により保護者負担軽減補助金（基本分）の支給を受けようとする私立の特定教育・保育施設（認定こども園に限る。）の設置者又は園長は、毎月5日（5日が土日祝日にあたる場合は翌営業日）までに、保護者負担軽減補助金（基本分）交付申請書兼請求書（別記第5号様式）に必要書類を添付して区長へ請求するものとする。

4 区長は前項の規定により提出された書類内容を審査し、交付額を決定した場合は、板橋区私立幼稚園等園児保護者補助金交付決定通知書（代理受領分）（別記第6号様式）により、私立の特定教育・保育施設（認定こども園に限る。）の設置者又は園長に交付額を通知するものとする。この場合において、当該通知は支給の都度ではなく、毎年4月から8月分まで及び9月から翌年3月分までの2期に分けて行うことができる。

5 第1項、第2項又は第4項の規定による交付を受けた私立幼稚園又は私立の特定教育・保育施設は、交付額を施設等利用給付認定保護者から徴収する保育料（私立の特定教育・保育施設にあっては、教育・保育給付認定保護者から徴収する特定負担額）と相殺しなければならない。

（償還払いによる補助金の交付手続）

第8条 入園料補助金は入園した年度に1回のみ保護者に交付する。

2 保護者負担軽減補助金（基本分）、保護者負担軽減補助金（加算分）、保護者負担軽減補助金（預かり保育料分）、保護者負担軽減補助金（幼稚園型Ⅱ分）及び実費徴収に係る補足給付補助金は、毎年4月分から8月分まで及び9月分から翌年3月分までの2期に分けて保護者に交付する。

3 前項の規定にかかわらず、区長が特に必要があると認める場合は、別に交付の時期を定めることができる。

（補助金に関する調査）

第9条 区長は、補助金に関し必要と認めるときは、補助金の交付を受けた保護者、私立幼稚園又は私立の特定教育・保育施設に対し報告を求め、又は実地に調査を行うものとする。

（決定の取消し）

第10条 区長は、保護者、私立幼稚園又は私立の特定教育・保育施設が偽りその他不正の手段により補助金を受けたときは、補助金の交付決定を取り消すものとする。

2 保護者負担軽減補助金（基本分）の交付後に、特別な理由なく区市町村民税未申告等の理由により税額が決定しない世帯については、補助金の交付決定を取り消すものとする。

（補助金の返還）

第11条 区長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める板橋区私立幼稚園等園児保護者補助金事務処理要領によるものとする。

付 則

この要綱は、昭和58年8月10日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成19年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成20年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成25年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成28年1月15日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成28年9月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成29年8月8日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

付 則

- 1 この一部改正は、令和2年1月27日から施行し、令和元年10月1日から適用する。
- 2 改正後の要綱の規定は令和元年10月分以降に係る補助金について適用し、同年9月分以前に係る補助金については、なお従前の例による。
- 3 この一部改正による改正前の板橋区私立幼稚園等園児保護者補助金交付要綱に基づいて作成された様式の内紙で、現に残存するものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

付 則

この一部改正は、令和2年7月31日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

付 則

- 1 この一部改正は、決定の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
- 2 この一部改正による改正前の板橋区私立幼稚園等園児保護者補助金交付要綱に基づいて作成された様式の内紙で、現に残存するものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

付 則

- 1 この一部改正は、区長決定の日から施行し、改正後の第2条及び第5条の規定は、令和3年9月1日から適用する。
- 2 この一部改正による改正後の第1号様式は、令和4年4月1日以後の入園に係る補助金の交付申請について適用し、同日前の入園に係る補助金の交付の申請については、なお従前の例による。
- 3 この一部改正による改正前の板橋区私立幼稚園等園児保護者補助金交付要綱に基づいて作成された様式の内紙で、現に残存するものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

付 則

- 1 この一部改正は、令和5年11月6日から施行し、令和5年10月1日から適用する。
- 2 この一部改正による改正後の第1号様式は、令和5年10月1日以後の補助金の交付申請について適用し、同日前の補助金の交付の申請については、なお従前の例による。
- 3 この一部改正による改正前の板橋区私立幼稚園等園児保護者補助金交付要綱に基づいて作成された様式の内紙で、現に残存するものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

付 則

この一部改正は、令和6年4月1日から施行する。

板橋区私立幼稚園等保護者補助金交付申請書

(宛先) 板橋区長	記入日 年 月 日
-----------	-----------

以上のご同意し、板橋区私立幼稚園等保護者補助金の交付を申請します。
 私立幼稚園保護者補助金受給対象となった場合は、指定口座に振り込んでください。

	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2歳児未満3歳児で該当の方	幼稚園型Ⅱ <input type="checkbox"/> 申請子どもが0歳児から2歳児であり、保護者の就労又は疾病その他の理由により、一時預かり事業幼稚園型Ⅱの利用を希望 預かり保育事業 <input type="checkbox"/> 申請子どもが満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあり、保護者の就労又は疾病その他の理由により、幼稚園・認定こども園・特別支援学校の預かり保育事業の利用を希望	多子判定 <input type="checkbox"/> 第1子 <input type="checkbox"/> 第2子 <input type="checkbox"/> 第3子以降

申請保護者	フリガナ（口座名義人）		申請子どもとの続柄	年齢	生年月日			
	氏名				大正 昭和 平成 令和	年	月	日
	振込先金融機関（申請者名義）	金融機関名		支店名		支店コード（3桁）		
		預金種別	普通・当座	口座番号（7桁）				

住所	〒 (マンション名等)	電話番号	父: () 母: () 自宅: ()
----	-------------	------	-----------------------------

申請子どものおよび世帯員	年1月1日又は、年1月1日の住所地が板橋区以外の方は記入してください。		板橋区への転入日	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 年 月 日 [区(市)]	<input type="checkbox"/> 年 月 日 [区(市)]		
	ひとり親世帯等に該当しますか。(該当の場合のみ、右の□にレ点を付けてください。)		<input type="checkbox"/> 該当	※裏面「2ひとり親世帯等に該当する場合」を確認してください。

フリガナ	続柄	年齢	生年月日	職業・学校名・通園施設名 (単身赴任等で別居の場合は住所)
申請子ども			大正 昭和 平成 令和 年 月 日	
転園の場合は、通園していた施設を記入してください。		【施設名】:	(年 月 日退園)	
申請子ども			大正 昭和 平成 令和 年 月 日	
転園の場合は、通園していた施設を記入してください。		【施設名】:	(年 月 日退園)	
			大正 昭和 平成 令和 年 月 日	
			大正 昭和 平成 令和 年 月 日	
			大正 昭和 平成 令和 年 月 日	
			大正 昭和 平成 令和 年 月 日	

利用する（予定を含む。）幼稚園・認定こども園（幼稚園枠）・特別支援学校幼稚園部について記入してください。					
施設名	満3歳児	年少3歳児	年中4歳児	年長5歳児	利用開始予定日
					<input checked="" type="checkbox"/> 翌年度4月1日入園 <input type="checkbox"/> その他 (年 月 日)

※保護者補助金(預かり保育料分・幼稚園型Ⅱ分)する場合はひとり親世帯等に該当する場合は裏面を必ず記入してください。

区処理欄	コード	入力	照合	認定	通知発送	副食費	預かり	備考
------	-----	----	----	----	------	-----	-----	----

1 保護者補助金(預かり保育料分・幼稚園型Ⅱ分)を申請する場合

直近3カ月以内の板橋区認可保育施設(認可保育園、認定こども園(保育園枠)、地域型保育施設等)への利用申込みの有無を記入してください(※)。

保育園等への利用申し込み	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	保育サービス課へ添付書類を提出した場合のみ記入	年 月 日頃提出
--------------	----------------------------	----------------------------	-------------------------	----------

※保護者の状況が確認できる添付書類(就労証明書等)を保育サービス課へ既に提出済みの場合は、添付書類の省略が可能です。

保育を必要とする事由に応じて記入してください。(保護者の状況が確認できる添付書類が必要です。)

保護者の状況		母(又は保護者)の状況							父(又は保護者)の状況															
当てはまるもの全てに○を付けて、該当する以下の全ての項目に記入してください。	外勤	自営	在宅勤務	内職	就労内定	育児休業中	出産	・障病が軽い	介護	就学等	不存在	求職中	外勤	自営	在宅勤務	内職	就労内定	育児休業中	・障病が軽い	介護	就学等	不存在	求職中	
	①を記入		①と②		③	④		⑤	⑥	⑦	①を記入		①と②		④		⑤	⑥	⑦					
	① 就労	仕事先の名称																						
	勤務先住所																							
	勤務時間・日数(正規の時間)	1か月に 日							1か月に 日															
	採用年月日	年 月 日							年 月 日															
②	育児休業中	年 月 日 ~ 年 月 日							年 月 日 ~ 年 月 日															
③	出産	年 月 日																						
④	傷病	傷病名・障がい名()							傷病名・障がい名()															
	心身障害	手帳 有 級(度) ・ 無							手帳 有 級(度) ・ 無															
	看護介護	傷病又は障がいがある方の氏名()							傷病又は障がいがある方の氏名()															
	入院	年 月 日より							年 月 日より															
	通院・施設通所(週回)	在宅							通院・施設通所(週回) ・ 在宅															
⑤	就学・技能取得	学校名()							学校名()															
		年 月入学 ~ 年 月終了予定							年 月入学 ~ 年 月終了予定															
		受講日 週 日間 時 分 ~ 時 分							受講日 週 日間 時 分 ~ 時 分															
	就学・技能取得・日本語学校・その他()	就学・技能取得・日本語学校・その他()																						
⑥	不存在	年 月 日頃から 死亡・離婚・未婚・離婚調停中・その他()																						
⑦	求職中	別紙「求職活動申告書」を提出してください。																						

2 ひとり親世帯等に該当する場合

園児の保護者又は保護者と同一の世帯に属する方が以下の「世帯の状況」に該当する場合は、該当の項目の口にレ点を付け、添付書類を封筒等に入れて提出してください。

欄	世帯の状況	添付していただく書類
<input type="checkbox"/>	生活保護法第6条第2項に規定する要保護者の方	生活保護受給者証明書
<input type="checkbox"/>	配偶者のない方で現に児童を扶養している方	① 児童扶養手当証書またはマル親医療証のコピー ② ①をお持ちでない方は、申請者(保護者)の戸籍謄本 ③ 離婚後一年以内の場合は離婚日が分かる書類(戸籍謄本、離婚届受理証明書のコピー) ④ 離婚調停中の場合は調停期日通知書のコピー
<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳の交付を受けた方(在宅の方に限ります。)	身体障害者手帳の写し
<input type="checkbox"/>	療育手帳の交付を受けた方(在宅の方に限ります。)	療育手帳の写し
<input type="checkbox"/>	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方(在宅の方に限ります。)	精神障害者保健福祉手帳の写し
<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当の支給対象児童の方(在宅の方に限ります。)	特別児童扶養手当証書の写し
<input type="checkbox"/>	国民年金の障害基礎年金を受給している方(在宅の方に限ります。)	年金証書の写し
<input type="checkbox"/>	要介護認定を受けている被保険者の方	介護保険証の写し
<input type="checkbox"/>	その他板橋区長が要保護世帯に準ずる程度に困窮していると認める方	個別にご相談ください。

別記第2号様式

申請番号

郵便番号

住所

方書

申請者氏名

園児氏名

事 案 番 号

年 月 日

東京都板橋区長

年度私立幼稚園等入園料補助金交付決定通知書

先に交付申請のあった 年度板橋区私立幼稚園等入園料補助金について、下記により交付する。

記

1 交付金額 ○○, ○○○円

○○○幼稚園 ○○ ○○ 様分

2 交付条件

(1) 本職が、この補助金の使用に関し報告を求め、又は実地に調査を行うときは、保護者は協力しなければなりません。

(2) 本職は、保護者が(1)の規定に基づく報告をせず、もしくは実地調査に応じなかったとき、又は偽りその他不正の手段によりこの補助金の交付の決定を受けたことが判明したときは、この交付決定の全部または一部の返還を命ずることがあります。

3 申請の撤回

この補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に異議があるときはこの通知を受け取った日の翌日から起算して10日以内に申請を撤回することができます。

4 入金について

この補助金の区指定金融機関での処理を 年 月 日 () に行いますので振り込み指定口座の入金確認をお願いいたします。

ただし、登録していただいている金融機関により入金が数日遅れる場合もありますのでご了承ください。

問合せ

板橋区教育委員会事務局学務課幼稚園係

〒173-8501 板橋区板橋二丁目66番1号 電話 3579-2613

別記第3号様式

事 案 番 号

郵便番号

年 月 日

住所
方書

保護者氏名 様
園児氏名 様

東京都板橋区長

年度私立幼稚園等保護者負担軽減補助金交付決定通知書

先に交付申請のありました〇〇年度板橋区私立幼稚園等保護者補助金について、下記により交付します。

記

1 交付決定額（〇〇分）

私立幼稚園等保護者負担軽減補助金 〇〇,〇〇〇円
〇〇〇〇幼稚園 〇〇 〇〇 様分

2 補助金額の判定区分について

所得階層区分は 〇階層の第〇子 です。

※年度途中での転園や世帯構成等の変更がある方の場合、最終の園名・区分等が表示されます。

※退園・区外転出等の場合は、交付額が変更されることがあります。

3 交付条件

(1) 本職が、この補助金の使用に関し報告を求め、又は実地に調査を行うときは、保護者は協力しなければなりません。

(2) 本職は、保護者が(1)の規定の基づく報告をせず、もしくは実地調査に応じなかったとき、又は偽りその他不正の手段によりこの補助金の交付の決定を受けたことが判明したときは、この交付決定の全部又一部の返還を命ずることがあります。

4 不服申立

本条の内容に疑義があるときは、3か月以内に審査請求をすることができます。この決定に疑義があるときは、下記担当までお問い合わせください。

5 入金について

この補助金の区指定金融機関での処理を 年 月 日 () に行いますので、振り込み指定口座の入金確認をお願いします。ただし、登録している金融機関により入金が数日遅れる場合もありますのでご了承ください。

<問合せ>板橋区教育委員会事務局学務課幼稚園係
〒173-8501 板橋区板橋二丁目66番1号
電話3579-2613

郵便番号
住所
方書
保護者氏名 様
園児氏名 様

東京都板橋区長

年度副食費に係る補足給付補助金交付決定通知書

先に交付申請のありました〇年度副食費に係る補足給付補助金について、下記により交付します。

記

- 1 交付決定額（〇月～〇月分）
副食費に係る補足給付補助金 〇〇,〇〇〇円
〇〇〇〇幼稚園 〇〇 〇〇 様分

※補助金額の判定区分について

所得階層区分は 〇階層の第〇子 です。

※年度途中での転園や世帯構成等の変更がある方の場合、最終の園名・区分等が表示されます。

※退園・区外転出等の場合は、交付額が変更されることがあります。

副食費に係る補足給付補助金の内訳

- 〇月分 〇,〇〇〇円
〇月分 〇,〇〇〇円
〇月分 〇,〇〇〇円
〇月分 〇,〇〇〇円
〇月分 〇,〇〇〇円
〇月分 〇,〇〇〇円

2 交付条件

- (1) 本職が、この補助金の使用に関し報告を求め、又は実地に調査を行うときは、保護者は協力しなければなりません。
(2) 本職は、保護者が(1)の規定に基づく報告をせず、もしくは実地調査に応じなかったとき、又は偽りその他不正の手段によりこの補助金の交付の決定を受けたことが判明したときは、この交付決定の全部又は一部の返還を命ずることがあります。

3 申請の撤回

この補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に異議があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して10日以内に申請を撤回することができます。

4 入金について

この補助金の区指定金融機関での処理を 年 月 日 () に行いますので、振り込み指定口座の入金確認をお願いします。ただし、登録している金融機関により入金が数日遅れる場合もありますのでご了承ください。

保護者負担軽減補助金(基本分)交付申請書兼請求書

年 月 日

(宛先)板橋区長

所在地 _____

名称 _____

施設名 _____

代表者職氏名 _____

板橋区私立幼稚園等園児保護者補助金交付要綱第7条第3項に基づき、板橋区に居住している教育・保育給付認定保護者に代わり、保護者負担軽減補助金(基本分)について下記のとおり申請及び請求します。

なお、保護者負担軽減補助金(基本分)の審査及び支払いにあたり、次の事項に同意します。

1. 施設の利用状況について、板橋区が教育・保育給付認定保護者に確認すること。
2. 保護者負担軽減補助金(基本分)の請求・支払い状況について、板橋区が教育・保育給付認定保護者に確認すること。
3. 板橋区の要請・質問等に対応すること。
4. 補助金の交付決定が取り消された場合には、補助金を板橋区に返還すること。

金 額	千万	百万	十万	万	千	百	十	一	円

年 月分として

毎月1日現在の園児数

クラス年齢	(1)板橋区在住園児数(人)	(2)園児1人当たりの特定負担額(円)	(3)保護者負担軽減補助金(基本分)(円)	(4)小計(円) ((1)×(2)と(3)を比較して低い金額)	(5)保護者負担軽減補助金(基本分)調整額(円)
満3歳児					
3歳児					
4歳児					
5歳児					
合 計					

様

東京都板橋区長

板橋区私立幼稚園等園児保護者補助金交付決定通知書(代理受領分)

板橋区私立幼稚園等園児保護者補助金交付要綱第7条第4項の規定に基づき、下記のとおり支給について決定したので、通知します。

記

1 対象施設名

2 支給決定金額

補助内容	月分	～	月分
保護者負担軽減補助金(基本分)			円

3 不支給決定内容 (該当する場合のみ記載)

不支給の理由

問合せ先 板橋区教育委員会事務局学務課幼稚園係
電話 03-3579-2613